

令和3年度 前期選抜募集要項

福島県立郡山萌世高等学校
〒963-8002 福島県郡山市駅前二丁目11番1号
電話 024-932-1767

I 入学者募集

1 募集定員

定時制の課程 普通科

昼間主コース 120名（特色選抜は10%程度）

夜間主コース 40名（特色選抜は50%程度）

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

本校は、多様な生徒がその学習歴に応じて、それぞれの生活時間に合わせて学ぶことのできる定時制単位制課程の学習機関として創設された。本校で学ぶためには、自らを律し主体的に学ぶ態度と向上心を持ち、自分の将来について明確な目標を有することが求められる。

その上で次のような生徒を求めている。

昼間主コース：学校の教育活動以外の場でこれまで実践してきた活動を、学業と両立させながら継続し発展させる意欲を有する者

夜間主コース：働きながら学ぶ意欲を有する者（アルバイトを含む）

II 出願

1 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により県下一円とする。

2 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

3 併願の取扱い

- (1) 志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願するコースは、特色選抜で出願したコース

と同じコース又は異なるコースへ出願することができる。

- (2) 特色選抜の出願においては、第二志望は認めない。
- (3) 特色選抜と一般選抜を併願する場合、又は一般選抜のみに出願する場合は、一般選抜において他のコースを第二志望とすることができます。

4 出願期間

令和3年2月4日（木）から2月9日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

郵送により出願する場合（県外等）は、速達・書留とし、返信用封筒（返信先の住所、氏名等を明記した長形3号封筒に809円分の切手を貼付すること）を同封の上、令和3年2月9日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書
- ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者（平成13年4月1日以前に生まれた者）については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書（本校のホームページからダウンロードしたもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要項に示した「I 入学者募集」の「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
 - (4) 入学願書には、入学検定料として、950円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県教育委員会のホームページからダウンロードしたもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号封筒）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。
郵送の場合には、2月17日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 県外からの出願

県外からの志願者は、上記5に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた場合は、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

9 出願先変更

志願者は、令和3年2月10日（水）から2月15日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のとおりとする。
- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 出願の特例措置

保護者の転勤に伴う県外から的一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかつた者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記「II 出願」の「7 県外からの出願」を準用する。

III 入学者選抜

1 選抜方法

- (1) 特色選抜においては、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色やコースの特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。
 - ア 学力検査
学力検査を実施する教科は次の5教科とし、250点満点とする。
国語 社会 数学 理科 外国語（英語）
 - イ 特色選抜志願理由書
記載内容について十分精査し、志願者についての理解を深めるために活用する。
 - ウ 調査書
「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。
 - エ 特色面接
個人面接を実施する。
特色面接については、点数化し、100点満点とする。
 - オ 選抜資料の満点
全体の満点は、600点とする。
- (2) 一般選抜においては、中学校長から提出された調査書の審査結果、選抜のための学力検査の成績及び一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を資料として、本校の特色やコースの特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。
 - ア 学力検査
学力検査を実施する教科は次の5教科とし、250点満点とする。
国語 社会 数学 理科 外国語（英語）
 - イ 調査書
「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。
 - ウ 一般面接
個人面接を実施する。
一般面接については、段階評価する。
 - エ 学力検査と調査書の成績の比重
同等とする。
- (3) 特色選抜と一般選抜の両方に志願した者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般

選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

(4) 選抜に当たっては、以下の点に配慮する。

ア 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

イ 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、本校校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うこととする。

ウ 志願者から自己申告書の提出があった場合には、本校校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

2 学力検査、面接の日時、会場及び受験上の注意

(1) 学力検査

① 日 時 令和3年3月3日（水） 午前9時～午後3時10分

② 日 程

7:50	8:10	8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
受付	点呼 諸注意	入場	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

③ 会 場 福島県立郡山萌世高等学校

(2) 一般面接

① 日 時 令和3年3月4日（木） 午前9時開始

② 日 程

7:50	8:10	8:30	9:00
受付	点呼 諸注意	入場	一般面接

③ 会 場 福島県立郡山萌世高等学校

④ 対 象 一般選抜の志願者全員（特色選抜のみに志願した者を除く）

(3) 特色面接

① 日 時 令和3年3月5日（金） 午前9時開始

② 日 程

7:50	8:10	8:30	9:00
受付	点呼 諸注意	入場	特色面接

③ 会 場 福島県立郡山萌世高等学校

④ 対 象 特色選抜のみの志願者

及び特色選抜と一般選抜を併願している志願者

(4) 受験上の注意

① 志願者は午前8時10分までに集合し、受付を済ませること。

② 受験票は当日忘れずに持参し、受付に提示すること。

③ 3月3日（水）の学力検査当日は次のものを持参すること。

昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分

度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

上げきは、持参する必要はない。

- ④ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類及び検査の趣旨に反するもの（各辺の長さの比が印字された三角定規、直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等）については、検査会場への持ち込みをしないこと。（持ち込んだ場合は、一時預かる。）
- ⑤ 3月4日（木）、3月5日（金）の面接待機時間に、本を読むことは差し支えない。また、面接時間は、受験前日までに在学（出身）中学校に連絡する。または、当日本校にて連絡する。

（5）その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めるとしている。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

3 追 検 査 等

（1）受験資格

追検査等の受験資格がある志願者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者
- ② インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者
なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」（新型コロナウイルス感染症を除く。以下、同じ。）を指すものとする。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者
なお、ここでいう「新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者」の範囲については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第4 その他」の「1 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置」の「3 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応について」に定めるところによる。

（2）追検査等受験の手続き

- ① 非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席をした場合は、本校校長と県教育委員会が協議して受験の可否を判断する。
- ② インフルエンザ等学校感染症に罹患して欠席した志願者本人が、追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、3月5日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の追検査等受験の手続きについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第4 その他」の「1 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置」の「3 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応について」に定めるところによる。
- ④ 本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

（3）定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

- (4) 日 時 追検査（学力検査） 令和3年3月10日（水） 午前9時～午後2時45分
 一般面接・特色面接 令和3年3月10日（水）、11日（木）の本校が指定した日時

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- (5) 日 程 一般面接・特色面接については、追検査（学力検査）の受験の有無にかかわらず、本校が指定した日時に受験するものとする。

① 令和3年3月10日（水）

	7:50	8:10	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45	15:00
受付	点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	一般面接 特色面接	
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(15分)		

② 令和3年3月10日（水）に一般面接・特色面接のみを受験する場合

次のいずれかの日程とする。どちらの日程になるかについては、追検査等受験許可証を交付する際に連絡する。

	7:50	8:10	9:00
受付	点呼 諸注意	一般面接 特色面接	
	13:50	14:10	15:00
受付	点呼 諸注意	一般面接 特色面接	

③ 令和3年3月11日（木）に一般面接・特色面接を受験する場合

	7:50	8:10	9:00
受付	点呼 諸注意	一般面接 特色面接	

- (6) 会 場 福島県立郡山萌世高等学校

- (7) 受験上の注意

- ① 追検査（学力検査）の志願者は午前8時10分までに集合し、受付を済ませること。
- ② 一般面接・特色面接の受験日と受付時間については、追検査等受験許可証を交付する際に連絡する。
- ③ 受験票と追検査等受験許可証を当日忘れずに持参し、受付に提示すること。
- ④ 3月10日（水）の追検査（学力検査）の志願者は次のものを持参すること。
 昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない）
 上ばきは持参する必要はない。
- ⑤ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類及び検査の趣旨に反するもの（各辺の長さの比が印字された三角定規、直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等）については、検査会場への持ち込みをしないこと。（持ち込んだ場合は、一時預かる。）
- ⑥ 面接待機時間に、本を読むことは差し支えない。また、面接時間は、受験前日までに在学（出身）中学校に連絡する。または、当日本校にて連絡する。

4 合格者発表

- (1) 令和3年3月15日（月）正午以降に本校で発表する。

- (2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

5 そ の 他

- (1) 障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。
 - ① 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ア 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
 - イ 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮について中学校長を通して志願者に通知する。
 - ② 上記①以外の者
 - ア 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
 - イ 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮について志願者に通知する。
- (2) 入学者選抜に関するその他のことについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のとおりとする。

※ 本校の入学者選抜事務での氏名等については、外字を用いず、コンピュータ等で一般に使用されるものを用いますのでご了承ください。